
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.164 2019/4/15

1 食品ロス量（平成28年度推計値）の公表について

4月12日、農林水産省食料産業局 バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室は標記平成28年度の食品ロスの量の推計結果を公表した。

本来食べられるにも関わらず捨てられた食品ロスは約643万トンと推計された。その概要は次の通り。

我が国では、食品廃棄物等（食品廃棄物及び有価として扱われる物）の量を削減するため、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」に基づき、国、地方自治体及び事業者等による取組が進められている。

「食品ロス」については、平成27年9月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で定められている「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：SDGs）のターゲットの1つに、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減させることが盛り込まれるなど、近年、関心が高まっている。

食品ロスの量は、平成28年度には約643万トンであったと推計され、前年度より3万トン減少した。食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量及び、一般家庭から発生する家庭系食品ロス量の内訳は以下のとおり。

	27年度		28年度	
食品ロス	646万トン	⇒	643万トン	(－3万トン)
事業系食品ロス	357万トン	⇒	352万トン	(－5万トン)
家庭系食品ロス	289万トン	⇒	291万トン	(＋2万トン)

http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kankyoi/190412_40.html

2 食品ロス削減に向けた納品期限緩和の取組の進捗と今後の展開について

4月12日、農林水産省食料産業局 バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室は標記食品ロス削減に向けた小売事業者の納品期限緩和の取組等について公表した。その概要は次の通り。

食品ロスを削減するため、農林水産省は、補助事業にて製造業・卸売業・小売業の話し合いの場となる「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」の設置を支援し、小売事業者の納品期限緩和等の商慣習の見直しを推進している。商慣習の一つとして、賞味期間の1/3以内で小売店舗に納品する慣例、いわゆる「1/3ルール」があり、この「1/3ルール」のもとでは、賞味期間の1/3を超えて納品できなかったものは、賞味期限まで多くの日数を残すにも関わらず、行き場がなくなり廃棄となる可

能性が高まる。このため、厳しい納品期限を緩和することは食品ロスの削減につながる
ことが期待され、現在の総合スーパー、食品スーパー、ドラッグストア及びコンビニ
エンスストアにおける対応を紹介している。

<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kankyoi/190412.html>